

http://www.jabank-shizuoka.gr.jp

子育て支援定期積金





子育て支援定期積金

## 店頭表示金利に年0.05%上乗せ

ご契約 いただける方

「しずおか子育て優待カード」または「他都道府県 の子育て支援パスポート事業」の対象者となる 保護者が同伴した18歳未満の方(ご契約時)

ご契約期間

2年以上5年以内

ご契約額

50万円以上

取扱期間

2020年4月~2023年3月

JAに「児童手当」を 振込指定されている方におすすめ。

子育て支援定期積金

## 店頭表示金利に年0.10%上乗せ

ご契約 いただける方

「しずおか子育て優待カード」または「他都道府県 の子育て支援パスポート事業」の対象者となる 保護者が同伴した18歳未満の方(ご契約時)で、 かつ、ご契約者の保護者が「児童手当」をJAに 振込指定されている方

ご契約期間

2年以上5年以内

ご契約額

50万円以上

取扱期間

2020年4月~2023年3月



店頭・ホームページにて商品概要説明書をご用意しております。 詳しくは商品概要説明書をご確認ください。

2020年4月1日現在

商品名(愛 称)		子育て支援定期積金「すくすく」	子育て支援定期積金(すくすくプラス)
ご契約いただける方		「しずおか子育て優待カード」又は「他都道府県の子育て支援パスポート事業」の対象者となる保護者が同伴した18歳未満の方(ご契約時)	「しずおか子育て優待カード」又は「他都道府県の子育て支援パスポート事業」の対象者となる保護者が同伴した18歳未満の方(ご契約時)で、かつ、契約者の保護者が児童手当をJAに振込指定されている方
ご契約期間		2年以上5年以内の期間で、掛金を定期的に分割で受け入れます。 ※払込みが一定以上延滞した場合は、満期日を延滞期間に相当する期間繰り延べます。	
ご契約額		50万円以上	
掛金の払込み	払込方法	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1, 2, 3, 6か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。	
	払込金額	1回あたり1,000円以上	
	払込単位	1円単位	
払戻方法		約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。	
給付補填金(利息)	適用利回り	契約時の店頭表示利回りこ0.05%を上乗せし、満期時まで適用します。	契約時の店頭表示利回りこ0.10%を上乗せし、満期時まで適用します。
	支払頻度	満期日以後に一括支払います。	
	計算方法	計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。	
	税金	20.315%(国税15.315%、地方税5%)※が分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。	
	金利情報の 入手方法	金利(年利回り)は店頭に表示しています。又は、窓口でお問い合わせください。	
付加できる特約事項		普通貯金等からの自動振替による払込ができます。	
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。	
貯金保険制度 (公的制度)		保護対象 当該積金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・ 普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容		・苦情処理措置:本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店またはリスク管理課(電話:054 - 288 - 8416)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03 - 6837 - 1359)でも、苦情等を受け付けております。・紛争解決措置:外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)	
その他		・定期積金証書での取扱いとなります。 ・「しずおか子育で優待カード」・健康保険証等により年齢の確認をさせていただきます。 ・当人で初めてお取引をされる方は本人確認が必要となりますので、次の本人確認書類のいずれかをお持ちください。(運転免許証、パスポート、健康保険証等) ・当該積金は総合口座等の担保に組み入れることはできません。 ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・自動振替による払込時に振替口座が貸越状態となる場合は、払込を行いません。(なお、別途「依頼書」の提示により払込を可能とします。)	
取扱期間		2020年4月1日から2023年3月31日までとなります。	